

**教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の処分について」及び「沖縄県立学校教育施設整備基金条例」に対する意見）**

施設課

**1 概要**

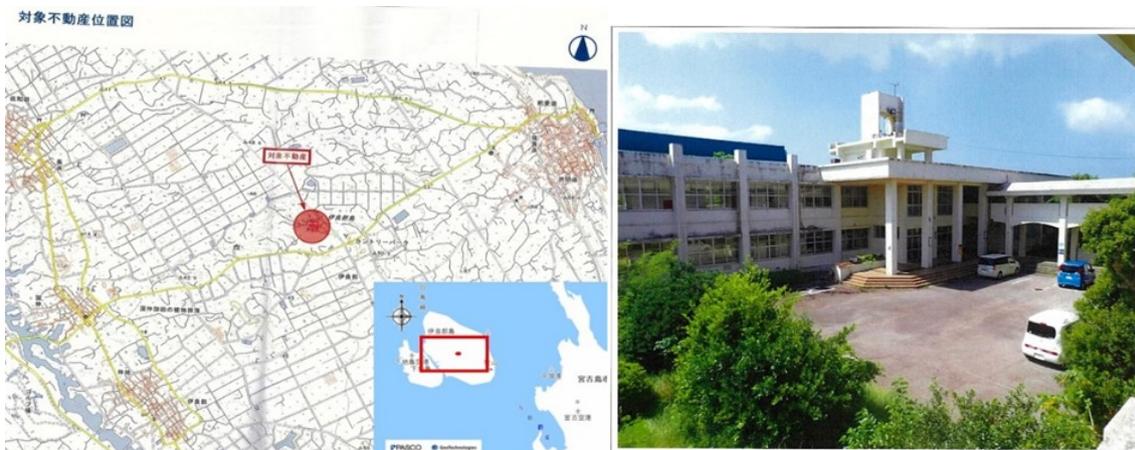
令和6年第1回沖縄県議会（2月定例会）に知事が提出した議案「財産の処分について」及び「沖縄県立学校教育施設整備基金条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年2月7日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

**2 「財産の処分について」案の概要**

旧県立伊良部高等学校の土地及び建物の処分について承認を得る議案である。

乙第35号議案

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 土地及び建物の所在地 | 宮古島市伊良部字前里添 1079 番 1                      |
| 2 土地の処分面積    | 44,783 平方メートル                             |
| 3 建物の種類      | 普通教室管理棟ほか7施設                              |
| 4 土地の処分予定価格  | 324,400,000 円                             |
| 5 建物の処分予定価格  | 162,800,000 円                             |
| 6 契約の相手方     | 千葉県夷隅郡御宿町久保 1528 番地<br>学校法人中央国際学園 理事長 斉藤守 |



### 3 「沖縄県立学校教育施設整備基金条例」案の概要

旧県立伊良部高等学校の有償譲渡に伴い、県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するため条例を制定する議案である。

#### 【条例案の内容】

- (1) 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。(第1条から第7条まで)
- (2) この条例は、公布の日から施行する。(附則)

### 4 臨時代理した意見の内容

議案「財産の処分について」及び「沖縄県立学校教育施設整備基金条例」は、県立学校の施設整備等に関するものであることから、異議がない旨を回答した。

# 提出議案の概要

【教育庁】

## 【議案名】

乙第 34 号議案 財産の処分について

## 【議案提出の理由】

当該財産を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

旧県立伊良部高等学校の土地及び建物の処分について承認を得るもの

土地及び建物の所在地 宮古島市伊良部字前里添 1079 番 1

土地の処分面積 44,783 平方メートル

建物の種類 普通教室管理棟ほか 7 施設

土地の処分予定価格 324,400,000 円

建物の処分予定価格 162,800,000 円

契約の相手方 千葉県夷隅郡御宿町久保 1528 番地

学校法人中央国際学園 理事長 斉藤守

## 【説明】

旧県立伊良部高等学校の土地及び建物の処分について、一般競争入札による落札者と本契約を締結するため本議案を提出する。



## 財産の処分について

旧県立伊良部高等学校の用に供していた土地及び建物を、次のとおり処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 土地及び建物の所在地 宮古島市伊良部字前里添1079番1
- 2 土地の処分面積 44,783平方メートル
- 3 建物の種類 普通教室管理棟ほか7施設
- 4 土地の処分予定価格 324,400,000円
- 5 建物の処分予定価格 162,800,000円
- 6 契約の相手方 千葉県夷隅郡御宿町久保1528番地  
学校法人中央国際学園 理事長 斉藤守

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

当該財産を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

# 提出議案の概要

【教育庁】

## 【議案名】

乙第 29 号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例

## 【議案提出の理由】

県立学校の教育施設の整備資金に充てるため、沖縄県立学校教育施設整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

## 【議案の概要】

旧県立伊良部高等学校の有償譲渡に伴い、県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を制定する。

## 【説明】

- 1 県立伊良部高等学校が令和 2 年度末に閉校となり、その跡地について、県各部局及び宮古島市の取得希望がなかったことから、一般売却処分を実施する。
- 2 同校施設を処分する場合は、文部科学大臣に対する財産処分の承認手続が必要であり、有償譲渡する場合には、財産の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付する、又は、その額以上を県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金へ積立てることが承認の条件となっている。
- 3 このため、県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

## 沖縄県立学校教育施設整備基金条例

(設置)

**第1条** 県立学校の教育施設の整備資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県立学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**理 由**

県立学校の教育施設を整備するための財源に充てるため、沖縄県立学校教育施設整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。